

# 韓国知的財産ニュース 2025 年 2 月後期

(No. 527)

発行年月日：2025 年 3 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、2 月 16 日から 28 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2208416）
- 1-2 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 600 号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、中小ベンチャー企業部と「2025 年度再チャレンジ成功パッケージ IP 戦略型」の参加者を募集
- 2-2 国際知識財産研修院、「2025 年外国人向け知的財産教育計画」を発表
- 2-3 韓国特許庁、駐韓商工会議所・外国人投資企業と知財懇談会を開催
- 2-4 バイオ・先端ロボット・AI 技術の特許出願を優先審査対象に指定
- 2-5 韓国特許庁、「2025 年製品革新支援事業」の参加企業を募集
- 2-6 特許庁・海洋水産部、海洋水産分野における先端技術の確保・保護及び産業競争力の強化に向けた業務協約を締結
- 2-7 韓国特許庁、「グローバル IP スター企業育成事業」を通じて輸出成果を上げた中小企業を訪問
- 2-8 韓国特許庁、「2025 年営業秘密・技術保護コンサルティング」の参加機関を募集
- 2-9 韓国特許庁、「2025 年海外知財取引支援事業」の参加企業を募集
- 2-10 韓国特許庁、「2025 年青少年発明・創意力大会」の参加者を募集
- 2-11 韓国特許庁、「忠北特許ユニバーシアード大会」の授賞式および企業懇談会を開催
- 2-12 韓国特許庁、「半導体知財（IP）協議体」を発足
- 2-13 韓国特許庁、学童保育での発明教育普及に向けた懇談会を実施
- 2-14 国際知識財産研修院、「分かち合い発明特別教育」を実施
- 2-15 韓国特許庁、「地域知識財産センター総括ワークショップ」を開催

- 2-16 特許庁・産業部、「知的財産と経済安保」フォーラムを共同開催
- 2-17 韓国特許庁、「海外知財センターにおける法律サービス支援事業」の参加企業を募集
- 2-18 韓国特許庁、「公共 IP 事業化支援」を受けて成果を上げたシステム半導体メーカーを訪問

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、輸出企業向け知財紛争対応や模倣品対策に今年 250 億ウォンを投じる

#### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

※今号はありません。

---

### 法律、制度関連

1-1 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2208416）

議案情報システム（2025. 2. 25.）

議案番号：2208416

提案日：2025年2月25日

提案者：イ・ソヨン議員（共に民主党）外10人

#### 提案理由及び主要内容

最近、オンライン上の模倣品販売が急増することによりオンライン上での商標権の侵害行為について制度改善の必要性が持続的に提起されてきた。

これと関連して権利主張者が民事上の提訴又は刑事上の告訴を行うために、オンラインサービス提供者に対し保有する商標権の権利侵害者に関する情報の提供を求めたが断られた場合、特許庁長がオンラインサービス提供者に対し情報提供を命ずることができるようにする内容の改正案が発議され議論中である。

しかし、特許庁長が権利主張者の要請に応じてオンラインサービス提供者に対し当該の権利侵害者の個人情報を提供するよう命ずる場合、権利主張者の主張だけで判断すると個人情報が漏洩する恐れがある。

従って、産業財産権紛争調停委員会がその情報提供の必要性和妥当性について審議することで、無文別に個人情報漏洩されることを防止すると同時に、委員会が審議事項によって分野別の小委員会を設けることができるようにすることで、会議を効率的に遂行する目的である（案第41条及び第48条）。

#### 参考事項

この法律案は、キム・ジョンホ議員が代表で発議した「商標法の一部改正法律案」（議案番号第5802号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第            号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第41条第1項第6号を第7号に改め、同項に第6号を次のように新設する。

6. 「商標法」第108条の3に基づく情報提供

第48条の題目の外の部分を第3項に改め、同条に第1項及び第2項をそれぞれ次のように新設し、同条第3項（従前の題目の外の部分）の中「委員会」を「委員会、小委員会」とする。

①委員会の会議（紛争調停は除く）は委員長及び委員長が会議ごとに指定する委員を含め9人で構成する。

②委員会は第1項に基づく会議を効率的に遂行するために審議事項によって分野別の小委員会を設けることができる。

### 附 則

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

1－2 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第600号）

電子官報（2025.2.28.）

産業通商資源部令第600号

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025年2月28日

産業通商資源部長官

### 特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項の中「国際協力課、産業財産通商協力チーム」を「国際協力課」に、「各チーム長」を「不正競争捜査チーム長」に改め、同条第7項を次のようにし、同条第8項を削除する。

⑦国際協力課長は次の事項を分掌する。

1. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護にかかる国際協力（外国政府・機関、国際機構等とのマルチ及びバイ、通商等協力を含む。以下、同項において同一）の総括
2. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護にかかる国際協力に関する総合計画の策定・調整及び推進
3. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護にかかる南北協力に関する政策の策定及び推進
4. 国家間の特許審査結果に関する相互の活用・協力に関する事項
5. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際条約及び協定に関する事項
6. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する自由貿易協定を含む通商協力及びそのための調査・研究に関する事項
7. 世界的所有権機関の韓国信託基金に関する事項
8. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する行政サービスの海外輸出
9. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する開発途上国及び後発開発途上国との協力事業に関する事項
10. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護にかかる人材の国際機構への進出及び外国政府・機関に係る業務の総括
11. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護分野にかかる海外駐在員・派遣官の管理及び活動支援
12. 公務による外国への出張の管理及び支援
13. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際動向・情報の収集及び管理
14. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する海外広報、苦情対応及び顧客への支援
15. その他産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護にかかる国際協力に関する事項

第11条第2項の中「サービス商標審査課」を「専門サービス商標審査課、一般サービス商標審査チーム」に改め、同条第7項の中「サービス商標審査課長は卸・小売業等サービス業」を「専門サービス商標審査課長は金融、医療、法務、研究、通信等に関連する専門サービス業」に改め、同条第8項から第11項までをそれぞれ第9項から第12項までに改め、同条に第8項を次のように新設する。

⑧一般サービス商標審査チーム長は卸・小売業、飲食業、宿泊業等に関連する一般サービス業分野の商標出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

第12条第2項の中「家電製品審査課、国際特許出願審査1チーム、国際特許出願審査2チーム」を「家電製品審査課及び国際特許出願審査チーム」に、「各チーム長」を「国際特許出願審査チーム長」に改め、同条第10項各号外の部分の中「国際特許出願審査1チーム長」を「国際特許出願審査チーム長」に改め、同条第11項を削除する。

第12条の2第2項の中「バイオヘルスケア審査課」を「バイオ基盤審査課」に、「スマート製造審査チーム」を「スマート製造審査チーム、バイオ診断分析審査チーム、バイオ医薬審査チーム、ヘルスケア機器審査チーム及びヘルスケアデータ審査チーム」に改め、同条第3項・第5項及び第6項をそれぞれ次のように改め、同条第8項の中「3D プリンティング及びスマート加工」を「3D プリンティング、金属加工、プラスチック加工及びスマート制御機器」に改め、同条に第9項から第12項までをそれぞれ次のように新設する。

③人工知能ビッグデータ審査課長は、マシンラーニング、ディープラーニング、動画認識、視覚知能、音声認識及びビッグデータサービス分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

⑤バイオ基盤審査課長は、バイオシステム、バイオ応用、バイオ素材、合成生物及び誘電体分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

⑥知能型ロボット審査課長は、ロボットアーム、ロボットマニピュレーター、ロボット制御、ロボットインターフェース、ロボットモニタリング及びロボットシミュレーション分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

⑨バイオ診断分析審査チーム長は、分子診断、生物分析、生物代謝及びタンパク質工程分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

⑩バイオ医薬審査チーム長は、抗体医薬、次世代医薬、ペプチド医薬及びバイオ薬物送達分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する動向調査にかかる事務を分掌する。

⑫ヘルスケアデータ審査チーム長は、生物データ、医療データ、医療サービス及びデジタルケア分野の特許出願・実用新案登録出願にかかる審査及び所管審査分野に関する

動向調査にかかる事務を分掌する。

第13条第3項の中「電力回路」を「EV 電場」に改め、同条第4項の中「コンピュータインターフェース」を「コンピュータメモリー回路」に改める。

第14条第3項の中「有機素材、バイオ素材」を「有機素材」に改め、同条第4項の中「バイオ医薬、製剤医薬」を「製剤医薬」に改める。

別表1の中、副理事官・書記官又は科学技術書記官「14」を「15」に、書記官又は科学技術書記官「37」を「36」に、書記官・科学技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「172」を「177」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「777」を「772」に改める。

別表2の中、副理事官・書記官又は科学技術書記官「14」を「15」に、書記官又は科学技術書記官「37」を「36」に、書記官・科学技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「177」を「182」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「811」を「806」に改める。

産業通商資源部令第24号特許庁とその所属機関職制施行規則の全部改正令の付則（産業通商資源部令第354号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第373号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第428号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第483号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第522号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令に基づきそれぞれ改正された内容を含む）第2条第1項の中「産業財産通商協力チーム、機械電子商標審査チーム」を「機械電子商標審査チーム」に、「国際特許出願審査1チーム」を「国際特許出願審査チーム」に改める。

産業通商資源部令第24号特許庁とその所属機関職制施行規則の全部改正令の付則（産業通商資源部令第354号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第373号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第428号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第452号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令に基づきそれぞれ改正された内容を含む）第2条第2項各号外の部分の中「その存続期限が過ぎた日」を「同項に基づく存続期限の次の日」に改め、同項第1号を削除し、同項第7号の中「国際特許出願審査1チーム長」を「国

際特許出願審査チーム長」に改める。

産業通商資源部令第109号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の付則（産業通商資源部令第329号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第344号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令、産業通商資源部令第483号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第522号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令に基づき改正された内容を含む）第2条第1項の中「産業財産創出戦略チーム及び国際特許出願審査2チーム」を「産業財産創出戦略チーム」に改める。

産業通商資源部令第109号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の付則（産業通商資源部令第329号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第452号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令に基づきそれぞれ改正された内容を含む）第2条第2項を次のように改める。

②第1項に基づく存続期限まで産業財産創出戦略チーム長が分掌する事項に関して特別な規定を設けない場合には、同項に基づく存続期限の次の日から産業財産政策課長が分掌する。

産業通商資源部令第505号特許庁とその所属機関職制施行規則の付則第2項第2項を次のように改める。

②第1項に基づく各チームの存続期限まで特別な規定を設けない場合には動向に基づく存続期限の次の日から各チーム長が分掌する事項については次の各号の区分による課長がそれぞれ分掌する。

1. 半導体素材審査チーム長：半導体設計審査課長
2. 半導体組み立て工程審査チーム長：半導体製造工程審査課長
3. 半導体製造装備審査チーム長：ディスプレイ審査課長

## 付 則

第1条（施行日） この規則は2025年3月1日から施行する。

第2条（総額人件費制により新設した機構の存続期限）①「行政機関の組織と定員に関する通則」第29条に基づき同規則の施行により新設される一般サービス商標審査チーム、バイオ診断分析審査チーム、バイオ医薬審査チーム、ヘルスケア機器審査チーム及びヘルスケアデータ審査チームはそれぞれ2028年2月29日まで存続する。

②第1項に基づく各チームの存続期限まで特別な規定を設けない場合には同項に基づく存続期限の次の日から各チーム長が分掌する事項については次の各号の区分による課長がそれぞれ分掌する。

1. 一般サービス商標審査チーム長が分掌する事項：専門サービス商標審査課長
2. バイオ診断分析審査チーム長、バイオ医薬審査チーム長、ヘルスケア機器審査チー

ム長及びヘルスケアデータ審査チーム長が分掌する事項：バイオ基盤審査課長

### 改正理由及び主要内容

特許庁にサービス商標分野の迅速かつ正確な審査のためにサービス商標審査課を専門サービス商標審査課に改編すると共に総額人件費制を活用して 2028 年 2 月 29 日まで存続する一般サービス商標審査チームを新設し、バイオヘルスケア技術分野の迅速かつ正確な特許審査のためにバイオヘルスケア審査課をバイオ基盤審査課に改編すると共に総額人件費制を活用して 2028 年 2 月 29 日まで存続するバイオ診断分析審査チーム、バイオ医薬審査チーム、ヘルスケア機器審査チーム及びヘルスケアデータ審査チームをそれぞれ新設する一方、

特許庁に総額人件費制を活用して設置した産業財産通商協力チーム及び国際特許出願審査 2 チームをそれぞれ廃止し、国際特許出願審査 1 チームの名称を国際特許出願審査チームに変更し、特許庁の効率的な組織・人員の運営及び業務遂行の専門性を強化するために定員 6 名（4 級 1 名、5 級 5 名）の職級をそれぞれ引き上げ（3 級又は 4 級 1 名、4 級又は 5 級 5 名）にし、特許庁の下部組織における分掌事務の一部を調整する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<行政安全部提供>

### 関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、中小ベンチャー企業部と「2025 年度再チャレンジ成功パッケージ IP 戦略型」の参加者を募集

韓国特許庁（2025. 2. 17.）

優秀な知財を活用して再創業のチャンスをつかむ！

韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部と共に「2025 年度再チャレンジ成功パッケージ IP 戦略型」事業の参加者を 2 月 19 日水曜日から 3 月 11 日火曜日まで募集すると発表した。  
※参加申し込み・受付：2 月 19 日水曜日～3 月 11 日火曜日 16 時まで（申し込みページ：[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）

「再チャレンジ成功パッケージ」は、起業に失敗した経験があるが、再び挑戦する予定や希望のある人を対象にしている。起業の経験や優れたアイデアを有する予備創業者および再創業 7 年以内の企業であれば応募できる。再チャレンジ成功パッケージの対象企業に選ばれたら、事業化の資金、再創業教育、メンタリングなど最高 1 億ウォン相当の支援

を受けることができる。

とりわけ、「再チャレンジ成功パッケージ IP 戦略型」は「再チャレンジ成功パッケージ」に加え、特許庁から「特許路製品イノベーション※」事業の支援までもらえる 1+1 型支援事業である。これにより、企業は特許庁から製品化の段階から課題解決策を、中小ベンチャー企業部からは試作品の製作と出願料、相談などの支援が提供される。

※知財を活用して製品を開発する段階において発生する課題を社内外の知財情報を活用して解決し、新製品の企画、製品高度化、デザインの改善戦略などを支援

応募対象は優秀な知財を有する予備または 7 年以内の再創業者であり、今年は応募条件を緩和して、特許権を取得しているという条件から出願中の（予備）再創業者まで対象を拡大する。

詳細については K-スタートアップウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）に掲載する事業公告から確認でき、参加を希望する（予備）再創業者は K-スタートアップウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）にて申し込みできる。

特許庁の産業財産政策局長は「再創業者が再びチャレンジするためには、これまでの問題点を解決するソリューションおよび資金の確保が欠かせない」とし、「今後も特許庁は再創業に挑戦する企業が知財を基に立ち上がる環境を作るために支援を強化していく」と述べた。

## 2-2 国際知識財産研修院、「2025 年外国人向け知的財産教育計画」を発表

韓国特許庁（2025. 2. 17.）

2025 年目標は外国人 700 名が参加する教育を実施…前年比参加人数が約 5 割増

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、外国人向け知財教育の拡大※、実習・ディスカッション、現場学習など参加型教育の強化を柱とする「2025 年外国人向け知的財産教育計画」を発表した。

※2024 年 472 名→2025 年 700 名に拡大

【2025 年計 16 のコース、外国人 700 名に教育する計画】

韓国特許庁と開発途上国の間で知財分野における業務協約（MOU）が活発に締結※され、海外から教育の需要が増加している。今年は計 16 のコース（オンライン 10・対面教育 6

のコース)を運営し、外国人700名を対象に教育を実施する計画だ。

※MOU締結の状況：(2023年)UAE・カタール・ベトナム・マレーシア・インドネシア、  
(2024年)カンボジア

インドネシアの知的財産庁は、知財ロードマップの策定のために、韓国特許庁の知財政策(知財の価値評価および事業化、人工知能(AI)を活用した特許審査システム(特許ネット)など)の教育、商標・意匠審査官向け教育などを依頼し、3月から4月にかけて実施する計画だ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)、ユネスコ(UNESCO)、国際連合工業開発機関(UNIDO)※など国際機構と共同で、女性科学者、開発途上国産業省の公務員、開発途上国の特許庁審査官などを対象に知財教育を実施する考えだ。

※国際連合工業開発機関(UN Industrial Development Organization)：開発途上国の産業化を図るために設立

#### 【2024年計13のコース、472名が修了する成果へ】

国際知識財産研修院は、2006年に世界知的所有権機関(World Intellectual Property Office、WIPO)から公式な知財教育機関に指定されて以降、これまで外国人を対象に毎年、知財教育サマースクール(summer school)を開くなどさまざまな教育コースを運営している。

また、ベトナム、フィリピン、サウジアラビアなど開発途上国の外国人公務員を対象に、その国の状況に合わせた知財教育を毎年実施することで、韓国の先進的な知財法制度・政策・審査実務を普及させることに力を入れている。

2024年には対面教育7回、オンライン教育6回など計13のコースを運営し、472名が修了した。また、韓国では初めて「ユネスコローレアル女性科学者賞」の受賞者22名※を対象に、WIPOと共同で「女性科学者のための知財リーダーシップ教育」も開いた。インドネシア、マレーシア、タイなどアジア3か国の公務員(38名)から教育の依頼を受け、「3か国共同の意匠審査実務教育(オンライン)」を実施した。

※L'Oreal-UNESCO For Women in Science Awards：1998年から毎年、科学界で顕著な成果を収めた5つの地域を代表する優秀な女性科学者を選定・授賞

特許庁はより多くの教育機会を提供するために、海外特許庁および教育機関を対象に知財教育への需要調査を2回実施(2月、11月)する考えだ。また、積極的な行政活動の一

環として受講生からのニーズが高い実習・ディスカッション、企業訪問など参加型教育を強化し、KIPO アカデミー※ウェブサイトに教育動画を掲載する予定だ。

※外国人（一般人・企業家・学生・公務員など）を対象に知財教育サービスを提供する国際知財教育プラットフォーム（www.kipoacademy.kr）

特許庁の国際知識財産研修長は「韓国は知財 5 大強国（IP5）の一つとして知財教育分野においても『K-知財行政韓流』が普及されるよう努力している」とし、「今後も WIPO など国際機構、外国庁などと積極的に協力して外国人向け教育を拡大し、品質の高い知財教育コンテンツの開発に取り組んでいく」と述べた。

### 2-3 韓国特許庁、駐韓商工会議所・外国人投資企業と知財懇談会を開催

韓国特許庁（2025. 2. 18.）

#### 外国投資の活性化や知財権保護について議論

韓国特許庁は、産業通商資源部、大韓貿易投資振興公社所属の国家投資誘致機関であるインベスコリアと共に 2 月 18 日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて駐韓外国商工会議所と外国投資企業※を対象に知財懇談会を開いたと発表した。

※一定の割合以上の外国資本で投資した企業

今回の懇談会には、ジェフリー・ジョーンズ駐韓米国商工会議所（AMCHAM）理事会会長、ショーン・ブレイクリー駐韓英国商工会議所（BCCK）会長、駐韓欧州商工会議所（ECCK）、ソウル・ジャパンプラブ（SJC）、駐韓オーストラリア商工会議所（AustCham）など駐韓外国商工会議所をはじめ、ラムリサーチ（米国、半導体装置メーカー）、ユミコア（ベルギー、二次電池素材メーカー）、ルイ・ヴィトン、3M など韓国国内の主な外国投資企業が参加した。

現在、韓国に進出する外国投資企業は約 1 万 8,000 社があり、韓国における全体輸出の 21%、全体雇用の 5%を占めるほど韓国経済成長に重要な役割を担っている。今回の懇談会は企業経営において日々重要性が高まっている知財をめぐる相談や課題を解消することで、韓国に対する外国投資企業からの投資の活性化を図るために、積極的な行政活動の一環として行われた。

※外国投資企業数：（2022 年）16,767 社→（2023 年）17,375 社→（2024 年）18,794 社

懇談会では、EC サイト上の模倣品流通、特許侵害・紛争対応など外国投資企業が直面しているさまざまな要望や悩みについて意見を交わした。参加企業は、韓国は安心して投資

できる健全な経済・産業環境を備えた国であることに同意し、知財権保護に向けた韓国政府の取り組みに感謝を示した。

特許庁長は「知財は外国投資企業のイノベーションを守り、競争力を強化して持続可能な成長を実現させる重要な資産である」とし、「韓国がより魅力的な投資先になれるよう、外国投資企業からの声を政策に反映することで知財権の保護や国際協力を強化する」と述べた。

#### 2-4 バイオ・先端ロボット・AI 技術の特許出願を優先審査対象に指定

韓国特許庁 (2025. 2. 19.)

先端技術分野の特許出願最短 2 月内に処理、カーボンニュートラル・グリーン技術の優先審査対象の拡大、申請手続き要件の簡素化

韓国特許庁は 2 月 19 日水曜日から、半導体、ディスプレイ、二次電池分野に続きバイオ・先端ロボット・人工知能 (AI) 分野を優先審査対象に新しく指定し、二次電池分野においても適用範囲を拡大すると発表した。

カーボンニュートラル・グリーン技術の優先審査においてもこれまでの二酸化炭素の回収技術に加えて、国家戦略技術関連や再生可能エネルギー分野などに拡大する。韓国企業の迅速な権利確保を支援するために優先審査対象を大幅拡大する。

【先端技術の優先審査の範囲拡大：(新規指定) バイオ・先端ロボット・AI、(再指定) 二次電池】

特許庁は 2022 年から国民経済や国家競争力に直接関わる先端技術に係る出願を優先審査対象に指定している。半導体 (2022 年 11 月～)、ディスプレイ (2023 年 11 月～)、二次電池 (2024 年 2 月～) に続き 2 月 19 日からバイオ、先端ロボット、AI 分野を優先審査対象に新しく指定する。これにより、4 大国家先端戦略産業のすべてが優先審査の対象になる。

今回指定された優先審査対象は、バイオ、先端ロボット、AI 技術に直接関わる出願であって、CPC※が主分類に付与されており、国内生産または生産準備中の企業、国家研究開発事業の結果物または特性化大学による出願が対象となる。

※CPC (Cooperative Patent Classification) : 発明の技術分野を分けた特許分類体系であり、特許文献の分類、検索を容易にするために韓国へのすべての出願に付与している

二次電池分野の優先審査については指定期間の満了により適用範囲を拡大※して再指定する。二次電池分野の優先審査対象は、二次電池の素材・部品・装置、製造または設計、性能の検査・評価、マネジメントシステム（BMS※※）またはリサイクル技術に係る出願であって、国内生産または生産準備中の企業、国家研究開発事業の結果物または特性化大学による出願が対象となる。

※（従来）二次電池の素材・部品・装置、製造または設計→（拡大）従来分野＋性能の検査・評価、マネジメントシステム（BMS）またはリサイクル技術

※※BMS（Battery Management System）：バッテリーマネジメントシステム

#### 【カーボンニュートラル・グリーン技術の優先審査の範囲拡大】

これまでは温室効果ガスの削減を図る二酸化炭素の回収・輸送・貯蔵技術に限られていた優先審査対象を、次世代原子力、再生可能エネルギー技術などカーボンニュートラル・グリーン技術の全般に大幅拡大する。具体的には、水素・アンモニア、次世代原子力（小型モジュール炉（SMR）、高レベル放射性廃棄物の管理など）、先端モビリティ（EV、水素EVなど）など国家戦略技術に関する分野が追加され、再生可能エネルギーの生産技術（太陽光、風力、水力、海洋エネルギー、地熱、水熱など）が追加される。当該技術に関連するカーボンニュートラル・グリーン技術の特許分類が付与された特許出願が優先審査対象である。

#### 【優先審査の申請要件の緩和】

積極的な行政活動の一環として韓国企業が優先審査をより簡単に利用できるよう、優先審査の申請手続きおよび要件を簡素化する。まず、煩雑な記載事項によりユーザーに大きな負担となっていた独自の先行技術調査要件を必須要件から削除した。

韓国企業が最も多く申請する優先審査の類型である「自己実施による優先審査」（2024年12月時点、全体の32.6%）の申請要件を緩和する。これまで実施したか、若しくは、実施準備中であることを立証するためには必ず事業者登録証を提出する必要があったが、これからは技術移転契約書などの提出でも申請できる。とりわけ、大学、公共研究期間の場合は技術移転契約書のみで実施準備中であることが立証可能になるため、より簡単に優先審査制度を利用することができると期待される。

特許庁長は「目まぐるしく変化する技術競争時代において迅速な権利確保が最も重要である」とし、「特許庁は国家先端戦略産業およびカーボンニュートラル分野で韓国企業がイノベーションをリードできるよう、引き続き支援策を探っていく」と述べた。

優先審査の対象や詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) にて確認できる。

※ (先端技術の優先審査) 特許庁ウェブサイト>お知らせ>公示公告>公告文の確認

※ (カーボンニュートラル分野の優先審査) 特許庁ウェブサイト>知的財産制度>主要制度>特許/実用新案制度>特許優先審査制度>※優先審査対象のカーボンニュートラル・グリーン技術の特許分類の確認

## 2-5 韓国特許庁、「2025年製品革新支援事業」の参加企業を募集

韓国特許庁 (2025.2.19.)

### 特許ビッグデータを活用して中小・中堅企業の知財事業化を支援

韓国特許庁は2月26日水曜日から3月19日水曜日まで「2025年特許路製品革新支援事業 (旧名、IP-C&D 戦略支援事業)」に参加する企業を募集すると発表した。

「特許路製品革新支援事業」は、企業の知財事業化のプロセスであらわになる課題について社内外の特許情報を活用して解決を図り、革新的な製品開発を支援する。特許、実用新案、意匠のうち1件以上を保有する中小・中堅企業が対象となり、今年は合計56社を選定する計画だ。

企業は、事業化の各段階に沿って「新製品の企画」、「製品高度化」など最高8,000万ウォン相当の知財基盤製品開発に関する相談を受け、試作品の製作から投資、販路の開拓に至るまで支援をもらえる。

とりわけ、今年は集中支援のトラックを新しく設け、トラック別に優秀企業を選び、各企業のニーズに応じた支援が提供される。集中支援トラックでは、特許路 R&D (旧名、IP-R&D) 支援事業の参加企業、先端技術※に係る特許保有企業、試作品テスト認証の需要企業にわけて選定する。

※国家先端戦略産業および12大国家戦略技術

2024年には同事業を通じて、(株)パーキングゴーが人工知能基盤の駐車コントロール・ソフトウェアをハードウェアに改良して発売し、1億ウォン以上の売上高を達成し、インドネシアなど3か国の国営企業と業務協約 (MOU) を締結した。また、(株)ジェイワンプラスは大気質モニタリング技術を水質管理に採用して環境配慮型の冷却水質モニタリング装置を開発して前年比2倍以上の売上高を上げる成果を収めた。

特許庁の産業財産政策局長は「目まぐるしく変化する産業動向の中で企業の内部的資産だけでは競争力を高めることが難しいと思う」とし、「特許庁は外部の知財を活用するオープン型製品開発戦略により企業の研究開発と事業化への支援を引き続き強化していく」と述べた。

参加を希望する企業は、特許庁ウェブサイト (kipo.go.kr) に掲載する事業公告を確認し、韓国発明振興会ウェブサイト (kipa.org) にて申請できる。

## 2-6 特許庁・海洋水産部、海洋水産分野における先端技術の確保・保護及び産業競争力の強化に向けた業務協約を締結

韓国特許庁 (2025. 2. 20.)

知財で海洋水産分野の競争力強化へ！

韓国特許庁と海洋水産部は 2 月 20 日木曜日、韓国科学技術会館 (ソウル市江南区所在) にて海洋水産分野で知財を活用して先端技術を確保・保護し、産業競争力の向上に向けた業務協約を締結した。

今回の協約により、両機関は海洋水産分野の研究開発の企画・遂行・成果活用などすべてのプロセスにおいて知財創出・活用の戦略を体系的に採用し、研究開発技術の先制的保護、技術事業化および海外市場進出の促進を図るために協力することで合意した。

研究開発の企画段階において特許ビッグデータの分析を活用することで未来有望の海洋水産技術の戦略的な研究の方向性を策定し、遂行段階においてはコア・基盤特許を確保するための戦略を確立し、成果活用段階では技術移転・商用化・紛争の予防など安定的な事業化支援を強化する考えだ。

業務協約式に先立って行われた懇談会では、研究管理専門機関、公共研究機関、企業関係者など約 20 名が参加し、両機関と共に海洋水産分野における知財協力策について意見を交わし、産業・研究現場からの要望などを聞いた。

海洋水産部次官は「特許庁との協業により、デジタル・グリーン・ブルー・バイオなど未来有望分野において国内外で特許権を確保することで、韓国の海洋水産産業の競争力を一段と高めるために努力する」と述べた。

特許庁長は「海洋水産分野において技術開発および商用化の効果を最大限引き出すため

には知財を基盤にした戦略的なアプローチが求められる」とし、「特許庁はビッグデータを活用して未来有望技術の発掘、コア技術の特許権先取り・保護および事業化への支援などさまざまな協業により、海洋水産産業においてイノベーションと市場競争力の強化を実現するよう引き続き支援していく」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁、「グローバル IP スター企業育成事業」を通じて輸出成果を上げた中 小企業を訪問

韓国特許庁（2025.2.21.）

海外での権利取得により輸出、売上高の増加を実現した韓国唯一の気体分離膜メーカー  
を訪問

韓国特許庁は2月21日金曜日、韓国唯一の気体分離膜メーカー※である（株）エアーレイン（忠清北道清州市所在）を訪問し、産業現場から意見を聞いた。今回の企業訪問は、特許庁が支援するグローバル IP スター企業育成事業の成果を振り返り、企業から要望や相談を聞くために行われた。

※気体を分類・量産する技術を保有

同事業は、3年間にかけて海外権利化、特許戦略の策定など海外市場の状況に応じた知財総合サービスを提供することで、韓国の中小企業の安定的な海外進出を支援するものである。昨年支援した819社のうち84.7%を占める694社が輸出に成功したか、輸出規模を拡大しており、輸出額も支援を受ける前より4.3%増加した。

同社は、気体の中で特定の成分のみを回収する技術により排気ガスの炭素を削減し、最終処分場で発生するバイオガスの精製、燃料タンクなどの爆発を防止する窒素を大気中で回収する製品を開発した。2020年から世界的に話題となっているESG経営に基づき戦略を立てた気体分離膜の製造技術が高く評価され、国内外から大規模の発注や資金の投資を受けた。同事業から支援を受けた初年の2023年には海外で特許権を取得し、2024年には海外市場での事業拡大戦略を確立した。その結果、輸出は149%、売上高は105%増加する成果を上げた。

特許庁長は「中小企業にとって輸出成功のカギとなるのは知財だと思う」とし、「特許庁は中小企業がコア技術を権利化して世界的に強い企業として成長できるよう支援を拡大する」と述べた。

産業重要技術に関する知財権保護戦略コンサルティングなど4つの分野で募集

韓国特許庁は2月24日月曜日から3月10日月曜日まで「2025年営業秘密・技術保護コンサルティング」の第一次募集に参加する中小・中堅企業および大学・公共研究機関を募集すると発表した。

※1. 知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略コンサルティング、2. 営業秘密管理体系の基礎コンサルティング、3. 営業秘密管理体系の深化コンサルティング、4. 産業重要技術に係る知財権保護戦略コンサルティング

この5年間（2020年～2024年8月）、韓国技術を海外に流出させようと試みた事例が97件に達し、流出時の被害規模は約23兆ウォンと推定（国家情報院）されるなど、コア技術の確保をめぐる派遣争いにより韓国企業が受ける技術流出の被害が深刻になっている。

このような現状にもかかわらず、2023年知財保護の実態調査（特許庁）によると、営業秘密を保有する企業のうち、営業秘密の管理を担当する専門部署や人員を保有する企業は11.4%に過ぎず、技術保護への取り組みが非常に求められている。

産学研における技術保護能力を強化させるために、各機関が保有する技術・営業秘密の特性に応じて、知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略コンサルティング、営業秘密管理体系の基礎コンサルティング、営業秘密管理体系の深化コンサルティング、産業重要技術に係る知財保護戦略コンサルティングなど4つのコンサルティングを提供する。

「知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略コンサルティング」は、弁理士や弁護士など技術保護専門家が1～2日間にかけて産学研が保有する技術や要望について把握し、各機関に応じた特許・営業秘密など知財権の活用戦略を提供する。

「営業秘密管理体系の基礎コンサルティング」は、営業秘密専門家が1日間、産学研における営業秘密の管理状況について点検し、問題点を把握して当該機関レベルで実現できる管理方を提示する。

「営業秘密管理体系の深化コンサルティング」は、営業秘密専門家が3～4日間にかけて当該機関の営業秘密管理体系を改善する業務に直接参加して各機関の状況に応じた制度的・人的・物的管理体系の導入および改善を支援する。

「産業重要技術に係る知財権保護戦略コンサルティング」は、営業秘密専門家が3日間にかけて当該の産業・技術分野の特許を分析し、それを基に知財権・営業秘密保護戦略を示すことで当該機関の状況に応じた知財保護体系の構築を支援する。

「営業秘密・技術保護コンサルティング」の第一次募集は、中小・中堅企業や大学・公共研究機関を対象とし、中堅企業の場合は基礎コンサルティングの応募対象から除外される。

産業重要技術に関するコンサルティングは、産学研が保有する技術・特許のうち、一部が国家戦略技術（半導体・ディスプレイ、二次電池など12の分野）または国家コア技術（電気電子、機械、生命工学など13の分野）に該当すれば支援できる。

【営業秘密・技術保護における水準・段階別コンサルティングの支援体系】

区分	主要内容
IP-MIX	各機関が有する技術の特性によって <b>特許・営業秘密など知財制度の効果的な活用戦略</b> を提示（1～2日、弁理士/弁護士など専門家1名訪問）
基礎コンサルティング	当該機関における <b>営業秘密管理体系の点検および問題点の把握</b> により、状況に応じて <b>実現性のある管理方策</b> を提示（1日、弁理士/弁護士など専門家1名訪問）
深化コンサルティング	各機関の特性（規模、経営環境など）に合った <b>制度的・人的・物的の営業秘密管理方策</b> について諮問（3～4日、弁理士/弁護士など専門家2名訪問）
産業重要技術	<b>同業界の特許分析</b> による技術分野の <b>知財権保護戦略</b> を提示、当該機関が有する技術の分析および営業秘密管理体系の点検など（3日、弁理士/弁護士など専門家2名訪問）

特許庁の産業財産保護協力局長は「営業秘密は一度流出されただけでも企業や研究機関に取り戻すことのできない被害が発生する恐れがある」とし、「今後も産学研における技術流出の被害を予防するために、コンサルティングの支援を引き続き拡大していく」と述べた。

営業秘密・技術保護コンサルティングの支援事業の詳細については、韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターウェブサイト (<https://www.tradeseecret.or.kr/>) の情報 > お知らせにて24日から確認でき、営業秘密保護センター（電話：1666-0521）に問い合わせできる。

海外知財権の取引を希望する先端産業分野の中小・中堅企業を募集

<海外知財の採用事例>

○半導体の製造に用いられる極端紫外線 (EUV) 装置専門メーカーA社は、知識財産専門官に相談してオランダの企業B社が保有する EUV 光源技術の導入のために専用実施権の契約を結び、導入した技術を活用して研究開発に取り組んでいる。

<海外知財の輸出事例>

○韓国の医薬品メーカーC社は、知識財産取引所から支援を受けて企業が保有する口腔内溶解フィルムに関する特許技術をイタリア企業D社に技術移転する契約を結び、今は保有している特許技術を基盤に40か国に進出している。

韓国特許庁は2月24日月曜日から3月19日水曜日まで、先端産業分野の輸出企業を対象に優秀な技術の確保および世界進出をサポートするために知財仲介サービスを提供する「海外知的財産取引支援事業」の参加企業を募集すると発表した。

【「海外知的財産取引支援事業」を新設…先端産業分野の輸出企業を募集】

今年初めて実施される「海外知的財産取引支援事業」は、先端産業分野の中小・中堅企業が知的財産権を取引する際に経験する困難や問題を解消するために、知識財産取引専門官※とグローバルなネットワークを有する民間取引専門機関が協力して知財取引仲介サービスを支援するものである。

※韓国発明振興会知識財産取引所所属の知財取引仲介専門家

募集対象は、先端分野※で輸出(準備)をする中小・中堅企業であり、「アイデア路 (www.idearo.kr)」にて参加申し込みを受け付ける。事業内容の詳細については、韓国発明振興会 (www.kipa.org) 知識財産取引所の「お知らせ※※」から確認できる。

※半導体・ディスプレイ、先端バイオ、二次電池、先端モビリティ、人工知能、カーボンニュートラルなど

※※韓国発明振興会ウェブサイト(支援事業>特許技術取引評価>知識財産取引所>お知らせ)

【特許分析、仲介交渉、契約締結など海外知財権の導入および輸出の仲介を支援】

同事業は、海外知財権の導入を仲介する内容と、海外知財権の輸出を仲介する内容の2つのタイプに分けられ、支援を受ける企業が希望するタイプを選べる。

「海外知財権の導入の仲介支援」は、企業が海外機関や企業から特許技術を導入することを希望する場合、当該特許技術の分析や検証、海外現地での仲介交渉、法律の検討、契約締結などを総合的に支援する。

「海外知財権の輸出の仲介支援」は、企業が海外現地で自社製品の生産や販売などを目的に保有する知財権の取引を希望する場合、当該特許技術の診断、協力会社・競合他社の特許権の分析、現地での仲介交渉、法律の検討、契約締結など企業からのニーズに合わせて支援する。

特許庁の産業財産政策局長は「先端産業分野の企業が世界市場に進出するために海外特許技術を導入したり、ライセンス契約を締結したりする際に、知財取引専門家からのサポートを受けることができる」とし、「今後も特許庁は、韓国企業が優秀な知財権を基に輸出競争力を確保できるよう、手厚く支援する政策を講じていく」と述べた。

## 2-10 韓国特許庁、「2025年青少年発明・創意力大会」の参加者を募集

韓国特許庁（2025.2.24.）

### 想像を現実に！青少年、発明の第一歩を踏み

新学期が始まる春、きらめくアイデアで夢を広げるチャンスが訪れる。

韓国特許庁と韓国発明振興会は、2月24日月曜日から青少年たちのクリエイティブなアイデアを競う「2025年青少年発明・創意力大会」の応募を開始※すると発表した。

※大韓民国青少年発明展示会の受付期間：2月24日月曜日～4月7日月曜日

※※大韓民国青少年創意力チャンピオン大会の受付期間：3月10日月曜日～4月23日水曜日

「2025年青少年発明・創意力大会」は、「大韓民国青少年発明展示会」と「大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」にわけて行われる。韓国籍の小・中・高校の生徒および19歳未満の青少年を対象にし、発明教育ポータルサイト（[www.ipedu.net](http://www.ipedu.net)）にて申し込みできる。

【大韓民国青少年発明展示会：日常の不便なことを解消する自分ならではのアイデア！】

1988年に始まり今年で38回を迎える同大会は、日常生活で感じる不便なことを解消するクリエイティブな発明のアイデアを募集する。

申し込み期間は2月24日月曜日から4月7日月曜日までであり、審査を経て青少年発明フェスティバル（7月31日～8月2日）にて優秀作への授賞および展示が行われる。受賞者は最高300万ウォンの賞金と共に大統領賞、国務総理賞などが授与され、約200件のアイデアを選定する計画だ。上位受賞者には「青少年発明家プログラム※」と連携して特許権登録および事業化への支援が提供されるため、アイデアを製品化するチャンスをつかめる。

※青少年たちの発明のアイデアを対象に体系的な教育・相談を行い、権利保護や事業化を支援するプログラム（上位受賞者50名が対象）

＜2024年大韓民国青少年発明展示会の主な受賞作＞

大統領賞（ナグォン中 ユン・ギュビン）	国務総理賞（ヒョドン小 ホン・スンア）	国務総理賞（ムンサン中 ジョン・テヒョン）
		
水圧を利用して蓋のはずれを防止するマンホール	絞って抜き取る携帯用の傘のしずく落とし	テンセグリティ構造を利用した地震防災用ベビーベッド

【大韓民国青少年創意力チャンピオン大会：チームワークで創意力を見せよう！】

大韓民国青少年発明展示会は自分ならではのきらめくアイデアを披露する個人向けである一方、大韓民国青少年創意力チャンピオン大会はチームを作り、豊富な創意力を発揮できるいろいろな課題を解決する協力の場となる。

表現課題	告知された課題の解決方法を創作公演で表現する（予選・本選）
即席課題	大会の現場で示された課題について提供された材料・道具を活用して解決する（予選・本選）
製作課題	科学の原理を利用して構造物などを制作する（本選）

申し込み期間は3月10日月曜日から4月23日水曜日までであり、予選（6月）と本選（7月31日～8月2日）を経て最終50チームを選定する。受賞チームには教育部長官賞、科学技術情報通信部長官賞、産業通商資源部長官賞などと共に最高100万ウォンの賞金を授与する。

＜2024 年大韓民国青少年創意力チャンピオン大会の本選＞



両大会で受賞した生徒を指導した教員には、生徒たちが持つ創意力を十分に発揮させた努力を評価して表彰状などが授与される。

特許庁の産業財産政策局長は「AI 技術が急速に変化する今の時代において人間ならではの強みである創意力と問題解決力を育むことが非常に重要になっている」とし、「未来の大韓民国をリードする小・中・高校の多くの生徒からの関心や参加を期待する」と述べた。

大会の詳細については、発明教育ポータルサイト ([www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net))、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2752）に問い合わせできる。

2-11 韓国特許庁、「忠北特許ユニバーシアード大会」の授賞式および企業懇談会を開催

韓国特許庁（2025. 2. 25.）

忠北地域の知財人材と企業が一堂に会する！

韓国特許庁と忠北（チュンブク）大学は2月25日火曜日、忠北大学（忠清北（チュンチョンブク）道清州（チョンジユ）市所在）にて「忠北特許ユニバーシアード大会（Chung Buk Patent Universiade、以下「CBPU」）」の授賞式および忠北地域所在の企業関係者と懇談会を開いた。

2回目（2023年～）を迎えるCBPUは、忠北大学の知財専門人材育成に向けた重点大学事業団が行っているIP力量強化プログラムであり、特許庁CPU※教育モデルを地域に定着させた模範となる地域IP産学協力の事例である。

※CPU（キャンパス特許ユニバーシアード）：企業・研究所が技術および特許に関する課題を示すと、大学生・院生が特許情報を分析・活用して当該技術に関する事業化または特許取得戦略などを策定する国内最大規模の知財産学共同型大会

今回のCBPUでは、忠北地域所在の企業7社※から3つの部門（特許戦略策定・特許事業化・商標ビッグデータ分析）の8つの問題が出され、忠北地域所在の大学3校（忠北大学、清州大学、建国（コングク）大学グローバルキャンパス）から43チーム（107名）が参加し、審査を経て11チームが受賞した。受賞者には最高300万ウォン、合計2,000万ウォンの賞金と賞状が授与され、参加企業と雇用条件付き協約および現場実習の機会を与える計画だ。

※第2回CBPU参加企業：（株）エスポリテク、（株）エイチアンドエンコーポレーション、（株）ユジンテクノロジー、（株）テヨンENG、（株）イージー코리아、（株）THPharm、韓国知識財産研究院

授賞式の終了後には、CBPU参加企業および忠北地域所在の企業関係者との懇談会が開かれた。積極的な行政活動の一環として行われた今回の懇談会では、地域における産学協力による知財人材育成策、忠北地域に特化した技術開発および知財活用の促進方策、そのほかの特許庁－IP重点大学－忠北企業間の協力策などについて意見を交わした。

特許庁長は「CBPUは、忠北地域の革新的な企業に活気をもたらし、優秀な知財融合人材を育成することで、地域を代表する大会として定着している」とし、「今後も特許庁は企業が求める実務型知財人材を育成するために取り組んでいく」と述べた。

## 2-12 韓国特許庁、「半導体知財（IP）協議体」を発足

韓国特許庁（2025.2.25.）

特許庁と半導体メーカー、共存共栄を図るために力を合わせる！

韓国特許庁は2月25日火曜日、政府大田（テジョン）庁舎（大田市西区所在）にて半導体産業の特許競争力の強化に向けて、半導体分野の企業、協会、専門家からなる「半導体知財（IP）協議体」を立ち上げたと発表した。

懇談会には、SKハイニックス（株）など半導体メーカー9社をはじめ、韓国電子通信研究院など計16社の企業・機関が参加した。懇談会では、迅速な審査サービスの提供、高品質の特許権の創出、対外協力および意思疎通を強化するための特許庁の半導体審査戦略※を紹介し、半導体分野の企業から意見を集めた。

※主要国で初めて半導体の設計から素材・部品・工程にいたるすべての分野に関する特許出願を審査する目的で半導体審査推進団を正規職制化（2024年12月31日）

今後同協議体では、半導体分野において一貫性のある特許性の判断基準の確立と特許動

向の分析結果の共有など産・学・研・関間による相互協力策について議論する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「半導体メーカーが知財権をめぐる悩みを解消し、安定的な経営活動ができるよう支える」とし、「同協議体を通じて企業とコミュニケーションを活性化し、技術流出や特許・営業秘密の侵害訴訟などの紛争から企業を守るよう、半導体分野に関する知財政策を講じ、企業が新しい領域へと迅速な進出を図るよう取り組んでいく」と述べた。

同協議体に関心のある企業・機関が誰でも参加できる。会員登録は特許庁ウェブサイト※にて受付、詳細については特許庁半導体審査推進団（電話：042-481-8590）に問い合わせできる。

※<https://www.kipo.go.kr/club/front/main/index/mainIndex.do?clubId=semicon>（半導体特許研究会）

## 2-13 韓国特許庁、学童保育での発明教育普及に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025.2.25.）

### 2025年発明教育の定着や成功に向けて課題を洗い出す

韓国特許庁は2月25日火曜日、韓国教員大学（忠清北（チュンチョンブク）道清州（チョンジュ）市所在）にて学童保育※における発明教育の定着に向け、積極的な行政活動の一環として教育関係者と懇談会を開いたと発表した。

※少子高齢化問題の解消に向けて放課後の教育と保育を統合した仕組みであり、2024年2学期に1年生を対象に推進され、2025年には2年生まで支援を拡大

今回の懇談会は、発明教育を教育現場に定着させるための課題を洗い出すために学童保育の発明教育担当講師、教員、教育庁の関係者などを対象にさまざまな意見を集めた。主要事項は、学童保育における発明教育（2024年～）の普及による成果およびプログラムの照会、子ども向け安全教育および教員育成カリキュラムの充実化、発明教育の拡大に向けた支援策などである。

特許庁は、学校外教育とは方向性が異なる質の高い発明教育の提供により、想像力豊かな人材への成長を促すために2024年から教育部主催の部処横断型協議体に参加しており、17の地域の市・道教育庁との協力※を進めてきた。

※部処横断型学童保育協議体に参加、予算の確保、発明講師－学校のマッチングの推進など

また、学童保育において発明教育を円滑に定着させるために、各現場の環境に応じた発明教育プログラムの開発、学童保育－発明教室の試行運営、民間分野の教育人材の育成の推進などさまざまな取り組みにより、2025年1学期の学童保育から発明教育の範囲が拡大する予定だ。

※（2024年）9つのクラスを開設→（2025年）100のクラスを開設する目標

特許庁長は「発明教育は豊かな想像力と進歩的な問題解決能力を備えた人材を育成するために欠かせない活動だと思う」とし、「今回の懇談会により学度保育の現場からさまざまな意見を集めて多くの子どもが安心できる環境で楽しく発明教育を受けられるきっかけになってほしい」と述べた。

## 2-14 国際知識財産研修院、「分かち合い発明特別教育」を実施

韓国特許庁（2025.2.26.）

発明教育で子どもたちに夢と希望を伝える！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は2月26日水曜日、救世軍大田（テジョン）ヘセン院（以下、「ヘセン院」）の小・中学校の児童・生徒19名を研修院（大田（テジョン）市儒城（ユソン）区所在）に招待し、「分かち合い発明特別教育」を実施したと発表した。

発明教育を受けられる状況にいない児童・生徒を対象に研修院の発明教育施設の見学と発明コンテンツの体験を提供して創意力の向上を図り、成長を支えるためである。

今回のプログラムは、年齢区分によって2つのグループにわけて各参加者の目線に合わせて行われた。小学校の低学年（1～4学年）グループでは発明を楽しく体験できる施設と発明キットを活用した生活用品づくりの教育を、小学校の高学年および中学生のグループでは発明理論とロボット組立、コーディングの実習教育を行った。

今後も特許庁は、学校の休み期間を活用して年2回、ヘセン院の院生を対象にニーズに応じた発明教育を実施する計画だ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「すべての児童・生徒が発明教育の恩恵を享受できる環境を作り、創意・発明に関わる活動を通じて成長を図る公平な機会を与えることが大事である」とし、「今後も社会的弱者などを対象に発明教育カリキュラムを定期的に運営することで発明への興味や成長を図る環境を作っていく」と述べた。

## 2-15 韓国特許庁、「地域知識財産センター総括ワークショップ」を開催

韓国特許庁 (2025. 2. 27.)

全国の地域知識財産センターが優秀な成果や事例を共有

韓国特許庁は2月27日木曜日、コートヤード・バイ・マリオット世宗（セジョン）（世宗特別自治市）にて「地域知識財産センター総括ワークショップ」を開き、前年度の事業遂行優秀センターとコンサルタントに賞を授与し、優秀な成果を共有すると発表した。

蔚山（ウルサン）知識財産センターが地域産業・経済の現況分析により、地域に特化した産業をリードする企業への支援に取り組んできた点が高く評価され、最優秀センターに授与される産業通商資源部長官賞を受賞する。忠南（チュンナム）知識財産センターと慶北（キョンブク）北部知識財産センターは優秀センターに選ばれ、特許庁長賞を受賞する。

優秀コンサルタントには、パク・ヒヨンス（仁川（インチョン）センター）、ソ・ウォンギョン（蔚山（ウルサン）センター）、チェ・アヨン（光州（クァンジュ）センター）氏選ばれ、特許庁長賞を受賞する。

地域知識財産センターは全国28か所に設置され、各地域所在の中小企業や小規模事業者の知財に関する苦情を解消し、知財を基にした創業や輸出への支援事業を行う知財専門機関である。昨年、地域知識財産センターでは中小企業819社を対象に海外特許の権利化などを支援したことで1,874億ウォンの輸出額の増加を達成し、スタートアップ601社には知財経営のコンサルティングを提供した1,178名の雇用を創出した。

特許庁次長は「優秀な成果を上げた地域知識財産センターの事例をほかのセンターと共有し、普及させることでより充実した知財への支援を行ってほしい」とし、「今後も地域知識財産センターの役割をさらに強化することで地域での雇用を創出し、経済の活性化につながるよう積極的に取り組む」と述べた。

## 2-16 特許庁・産業部、「知的財産と経済安保」フォーラムを共同開催

韓国特許庁 (2025. 2. 27.)

経済安保の土台、知財保護に向けた議論の場をつくる

世界的に技術派遣争いが激しさを増している中、経済安全保障のカギとして浮上している知的財産（IP）の保護に向け、特許庁・産業部など関係部処間の協力が一層強化される。

特許庁と産業通商資源部は2月26日水曜日、グランドインターコンチネンタル・ソウル・パルナス（ソウル市江南区所在）にて「経済安保に向けた知的財産保護の強化」をテーマに「知的財産と経済安保」フォーラムを共催した。

今回のフォーラムは、トランプ第2期行政府の発足と共に経済安保のカギとして注目されている知的財産の重要性を認識させ、政府・関係機関・専門家などが韓国の対応戦略を探るために設けられた。フォーラムでは、政府（特許庁・産業部）、学界、法律事務所および関係機関の専門家約20名が参加した中で、経済安保に向けた産業技術保護の強化と認識向上の方策、特許ビッグデータの分析による知財通商戦略の提案などをテーマに専門家からの発表やディスカッションが行われた。参加者らは先端技術の開発および保護こそが経済安保につながる昨今の状況において知財保護に向けた政府からの先制的な対応が迫られ、とりわけ、6億件の特許ビッグデータ※をコア技術の保護や管理などに積極的に活用する必要があると強調した。

※特許分類、企業/国別の特許動向、研究人材、被引用度、詳細技術などの特許情報

産業部の通商交渉本部長は「産業部は、経済安保戦略について従来の技術中心から知財の全般に拡大すべきだとの認識のもとで昨年1月、「知財権と通商戦略」フォーラムを開くなど、多方面で取り組んでいる」とし、「今後も産業技術保護政策協議会などさまざまなチャンネルを通じて関係部処や専門家とコミュニケーションを重ねることで対応戦略を策定していく」と述べた。

特許庁長は「トランプ2.0時代を迎えて、人工知能、量子コンピュータなど先端技術を先取り・保護するための各国の競争が激しさを増している」とし、「今後も産業部など関係部処と共に経済安保の観点から知財保護策を重点的に推進し、先端分野において経済的価値の高い知的財産、「名品特許」を生み出せる方向へと政策を進めていく」と述べた。

## 2-17 韓国特許庁、「海外知財センターにおける法律サービス支援事業」の参加企業を募集

韓国特許庁（2025.2.28.）

国別に対応できる法律事務所のプールの拡大、輸出展示会での移動式相談デスクの設置などを支援

< 海外知識財産センターの移動式相談デスクの優秀事例（2024年3月） >

○（紛争内容）輸出企業D社は、海外進出のためにドイツの国際照明展示会に参加している間、ドイツ会社E社から約4億ウォン相当の費用を請求する警告状を受けた。

- （支援内容）欧州知識財産センターは、D社と相談し状況を把握した上で対策を策定し、現地の法律事務所を介して警告状に対し防御する内容を作成して管轄裁判所に提出した。
- （支援結果）防御する書面を提出後、D社は紛争に巻き込まれることなく展示会を無事に終了させ、欧州知識財産センターから追加の支援を受けて欧州内で自社製品の知財権を登録した。

韓国特許庁は3月4日火曜日から3月25日火曜日まで、輸出企業向け海外現地における知財権保護に向けた「海外知識財産センターの法律サービス支援事業」の参加企業を募集すると発表した。

同支援事業は、世界8か国に設置されている10か所※の海外知識財産センターを介して主要40か国に進出する輸出（予定）企業を対象に現地での知財権の出願および意見書の作成・知財権侵害の被害調査など海外における知財権紛争対応を支援する事業である。

※海外知識財産センター所在地（10か所）：米国（LA、ワシントン）、中国（北京、広州）、日本（東京）、欧州（フランクフルト）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）、メキシコ（メキシコシティ）

法律サービス支援事業は、韓国国内に事業者登録がされており、支援国（40か国）に進出（予定）の韓国企業なら申し込み※できる。

※海外知識財産センター支援事業の申し込みページ（<https://ip-navi.or.kr/ipcenter>）にて可能

今年は、国別の法律事務所のプールの拡大、輸出展示会の相談デスクの運営拡大などにより、輸出企業の知財権保護への支援をさらに強化する計画だ。

海外知識財産センターが設置されていない国を中心に現地で協力する法律事務所のプールを拡大（108か所→120か所）して企業の選択の幅を広げ、法律事務所間の競争により法律サービス支援事業の品質を向上させる考えだ。

大韓貿易投資振興公社（KOTRA）と協力を強化して輸出企業が簡単に知財権相談を受けられるよう、海外貿易館で開催する輸出展示会などに海外知識財産センターの移動式相談デスクを設けてサービスの提供の幅を広げる考えだ。

輸出企業にとっては海外知識財産センターの移動式相談デスクを通じて普段の悩みや疑問を解消でき、輸出展示会などで知財権紛争が発生した際にはファーストトラック（常時

支援)により迅速な初期対応ができる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「企業の海外進出において現地での知財権確保や保護は日々重要になっている」とし、「輸出の拡大に向けて海外知識財産センターを通じた輸出企業の知財権保護への支援を引き続き強化していく」と述べた。

各地の海外知識財産センターの連絡先、支援事業への申し込み方法など詳細については、韓国知識財産保護院ウェブサイト (<https://www.koipa.re.kr>) にて確認できる。

## 2-18 韓国特許庁、「公共 IP 事業化支援」を受けて成果を上げたシステム半導体メーカーを訪問

韓国特許庁 (2025. 2. 28.)

ソウル大学連携のスタートアップ、非メモリ半導体メーカー「冠岳 (クァナク) アナログ」を訪問

韓国特許庁は 2 月 28 日金曜日、企業現場の訪問による積極的な行政活動の一環として、システム半導体メーカーである冠岳 (クァナク) アナログ (ソウル市冠岳区所在) を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

懇談会は大学との連携により立ち上げたスタートアップからの声を聴き、産業・研究現場中心の知財政策を進めるために行われた。

同社は、非メモリ (システム) 半導体を設計・販売する企業で、特許庁が行う「公共 IP 事業化支援」を通じて国内外の市場分析や技術発展の方向など特許分析と、ソウル大学から特許移転の仲介という支援を受けた。

さらに、多くの海外特許、半導体配置に関する設計権を含む約 400 件以上の知財ポートフォリオを構築することで技術競争力を確保し、これを基に 180 億ウォン規模の投資を誘致するなど成長の土台をつくって半導体産業の全般へと事業分野を広げている。

特許庁長は「革新の源となる大学の公共技術の移転とそれを基にビジネスを立ち上げることは産業の競争力において非常に大事である」とし、「今後も特許庁は大学の優秀な特許技術が市場に円滑に供給され、革新的な企業が引き続き成長していけるよう積極的に支援する」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁、輸出企業向け知財紛争対応や模倣品対策に今年 250 億ウォンを投じる

韓国特許庁 (2025. 2. 27.)

輸出企業 100 社を対象に知財権紛争の総合戦略を支援、AI を活用したオンライン上の模倣品 20 万件の流通遮断を推進

#プリンターを輸出する韓国企業 A 社は、欧州のライバル会社 B 社から特許侵害警告状を受け、特許権侵害差止の仮処分申立をされた→A 社は特許侵害について分析を行い、非侵害と主張できる意見を用意し、B 社の特許を無効にする資料を確保した→裁判所から非侵害との判決が下され、B 社からは訴訟費用の一部を賠償してもらい紛争終結 (特許紛争への対応戦略の支援事業)

#約 100 か国に生活用品を輸出する D 社は、海外 EC サイト上で自社の模倣品が流通されていることを発見した→模倣品流通による被害を最小限に抑えるために、オンライン上の模倣品遮断事業の支援を受けた→中国・東南アジア、アメリカ州・中東アジア地域の EC サイト上で流通される模倣品約 2 万件の遮断・ブランドのイメージ向上などを行った (海外オンライン上の模倣品流通遮断の支援事業)

今年から輸出活動を始める企業 100 社を選定し、海外における知財権紛争のリスクの事前診断など総合戦略を支援し、AI 技術などを活用して世界的な EC サイト上の模倣品流通の遮断に取り組む。

韓国特許庁は、上記の内容を盛り込んだ輸出企業向け知財権紛争対応のコンサルティング、海外模倣品のモニタリングなどに今年 250 億ウォンを投じると発表した。これにより、知財分野で輸出企業の海外事業展開への積極的な支援を図り、韓国の知財権をより効果的に保護できると期待される。

海外知財保護への支援に向けた特許庁の主要事業は下記のとおりである。

【1. 輸出挑戦企業向け IP リスクへの対応能力強化事業：海外における知財権紛争のリスクの診断・対応への新規支援】

輸出に挑戦する企業を対象とする知財リスクへの対応能力強化事業は、今年新しく行うもので、海外進出を進める企業 100 社を対象に輸出時に発生しうる知財権紛争のリスクについて事前に診断し、リスクの要因を解消するための総合戦略を提供する事業である。支援対象は前年度に輸出業績がないか輸出額 10 万ドル未満の中小・中堅企業のうち、産業通商資源部が行う「内需企業向け輸出企業化事業」といった政府からの輸出販路開拓の支援を受けたことのある企業である。

## 【2. オンライン上の模倣品流通遮断の支援事業：専門会社のプール（POOL）の拡大】

海外におけるオンライン上の模倣品流通遮断の支援事業では、人工知能（AI）技術を活用してオンライン上で流通される模倣品約 20 万件を遮断する計画だ。そのために、模倣品遮断専門企業のプール（POOL）を従来の 7 社から 8 社以上に拡大して支援企業の選択の幅を広げ、遮断成功率の向上など品質向上に取り組む方針だ。

## 【3. K-ブランド紛争への対応戦略支援事業：中小型ショッピングモール向け連携支援】

K-ブランド紛争への対応戦略支援事業では、海外における模倣品流通、冒認商標出願など韓国企業が巻き込まれやすい紛争の類型を中心に集中的に支援する計画だ。また、中小型ショッピングモールに出店している中小企業の商標の保護に向けて中小ベンチャー企業部による支援事業と連携して最高約 20 のショッピングモールに出店する際に権利確保への支援も行う計画だ。

## 【4. 特許紛争への対応戦略の支援事業：素材・部品・装置、国家戦略技術分野への支援強化】

特許紛争への対応戦略の支援事業では、今年約 250 社を対象に支援する計画で、とりわけ、素材・部品・装置、国家戦略技術分野の企業は審査時に加算点（最高 5 点）を付与して優先的に支援する。また、素材・部品・装置関係の企業などが納品の際に特許保証※を求められるか、実際に特許紛争が発生して特許保証を行う場合には最高 1 億ウォンまで迅速手続き（常時募集、2 週間内に対象選定）で支援する。

※特許保証：特定の製品・技術が他人の特許を侵害しないことを保証する契約の状況であり、当該製品をめぐる特許紛争が起こるとその企業は納品の中止・被害の補償などすべての責任を負う

ほかにも、8 か国に 10 か所設置している拠点型海外知識財産センターを介して 40 か国で知財権の相談や法律の諮問などを支援する「海外知識財産センター事業」も進める。

また、特許庁は 2025 年海外知的財産保護支援事業の説明会※を 3 月 5 日水曜日、ポスコタワー（ソウル市江南区所在）・イベントホールにて開くと発表した。説明会では、大韓貿易投資振興公社が各国における投資、関税への対応、インフラの構築など輸出支援事業、模倣品防止に向けた対応技術について紹介し、支援事業について相談するサービスを提供する考えだ。

※（支援事業説明会への参加申し込み）参加を希望する企業、特許法人など専門機関は韓国知識財産保護院ウェブサイト（koipa.re.kr）にて申し込みできる（当日、現場での申し込みも可能）

2025 年海外知的財産保護支援事業は 3 月 4 日火曜日から支援を受ける企業を募集する予定であり、詳細については知識財産保護総合ポータル（ip-navi.or.kr）と知財権紛争対応センターウェブサイト（koipa.re.kr/ipdrc）のお知らせから確認できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「保護貿易主義と技術派遣争いの激化を受けて世界経済の不確実性が増している中で、知財権紛争は輸出企業にとってネックとなる」とし、「韓国企業が海外市場で成功するためには、専門家から積極的なサポートを受けて紛争のリスクに備えることが大事である」と述べた。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム